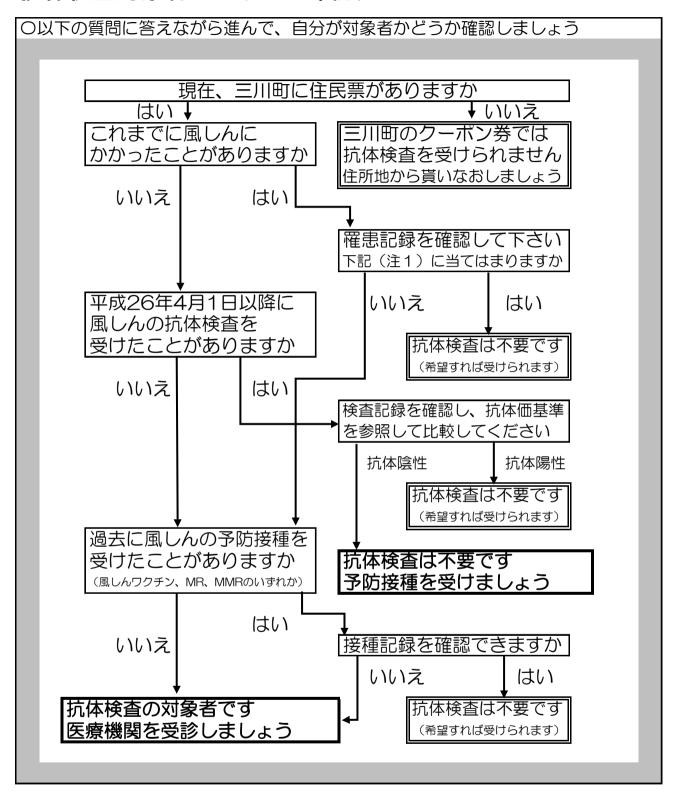
風しん第5期追加対策事業 抗体検査対象者かどうかの確認用フローチャート



- (注1) ウイルス遺伝子検査(PCR法)による風しんウイルス遺伝子の検出、 ウイルス分離・同定によるウイルスの検出、風しん抗体の検出
- (注2) 専門用語にかかる確認は医療機関に相談しましょう

上記のフローチャートで『抗体検査の対象者です』という結果が出た人は、 ①**同封されているクーポン券 ②本人確認書類(運転免許証など)** を用意して、医療機関を受診してください (受診する先は、別紙『実施医療機関一覧表』を参考にしてください)